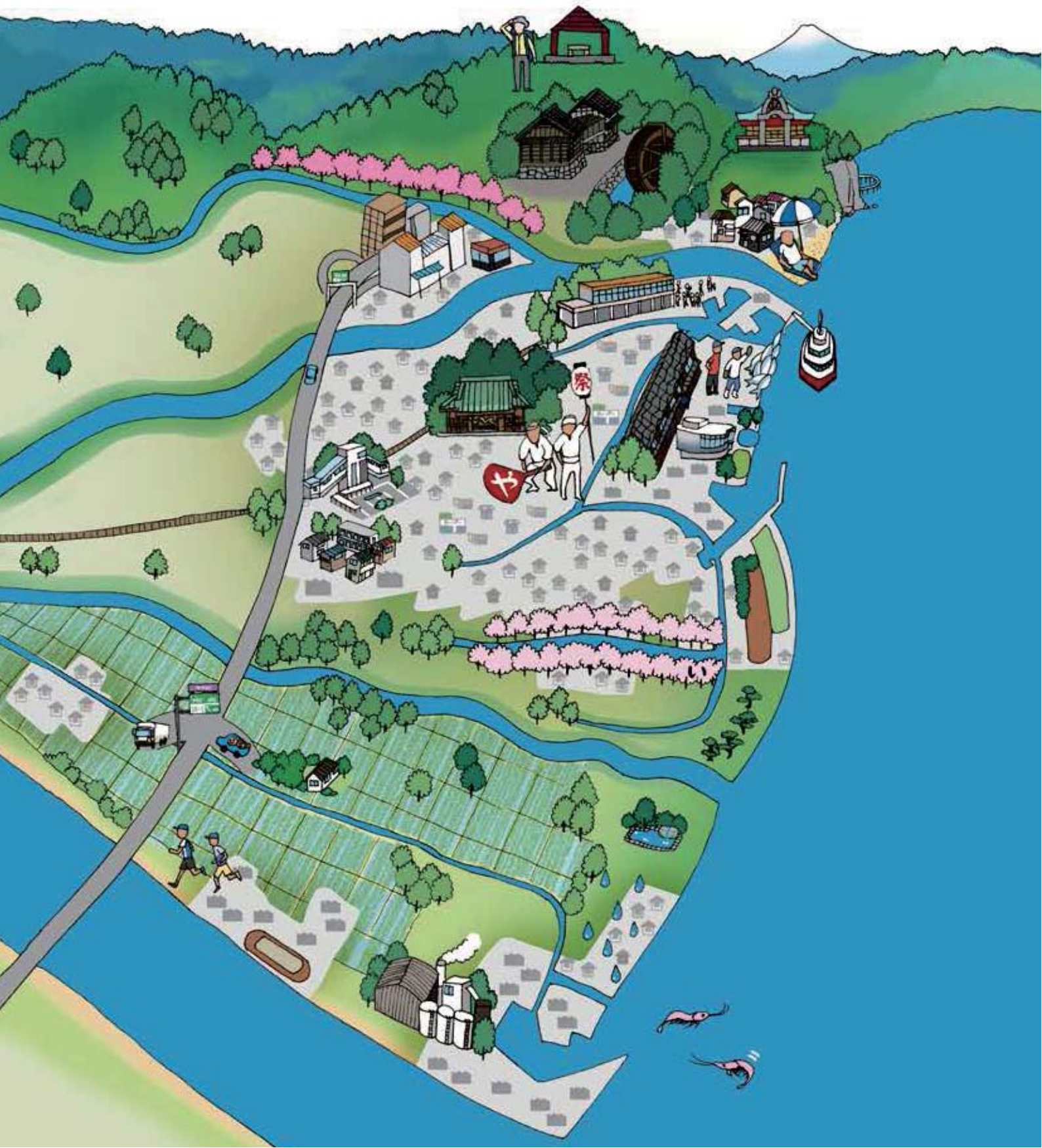


# 焼津市景観計画（概要版）

港と海、河川、湧水を軸としたにぎわいと活力ある景観まちづくりの推進

平成30年7月 焼津市



# 目次

<b>1 景観計画とは</b> .....	<b>1</b>
<b>1</b> 焼津市景観計画策定の背景と目的 .....	1
<b>2</b> 焼津市景観計画の位置づけ .....	1
<b>2 景観計画の区域</b> .....	<b>2</b>
<b>3 景観まちづくりの基本理念と方針</b> .....	<b>2</b>
<b>4 焼津らしい景観地</b> .....	<b>4</b>
<b>1</b> 焼津らしい景観地の抽出 .....	4
<b>2</b> 焼津らしい景観地における景観形成 .....	4
<b>5 良好な景観形成のための行為の制限</b> .....	<b>5</b>
<b>1</b> 届出対象行為 .....	5
<b>2</b> 配慮事項 .....	7
<b>3</b> 景観形成基準 .....	8
<b>6 景観まちづくり重点地区</b> .....	<b>10</b>
<b>1</b> 景観まちづくり重点地区とは .....	10
<b>2</b> 景観まちづくり重点地区計画の構成 .....	10
<b>3</b> 重点地区の指定（計画策定）の流れ .....	10
<b>7 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針</b> .....	<b>11</b>
<b>8 屋外広告物の表示などに関する事項</b> .....	<b>11</b>
<b>9 景観重要公共施設の整備に関する事項</b> .....	<b>12</b>
<b>1</b> 景観重要公共施設の指定の方針 .....	12
<b>2</b> 景観重要公共施設の指定箇所・整備の方針 .....	12
<b>10 実現に向けた取組</b> .....	<b>13</b>
<b>11 景観計画の評価・検証</b> .....	<b>14</b>



# 1 景観計画とは

## 1 焼津市景観計画策定の背景と目的

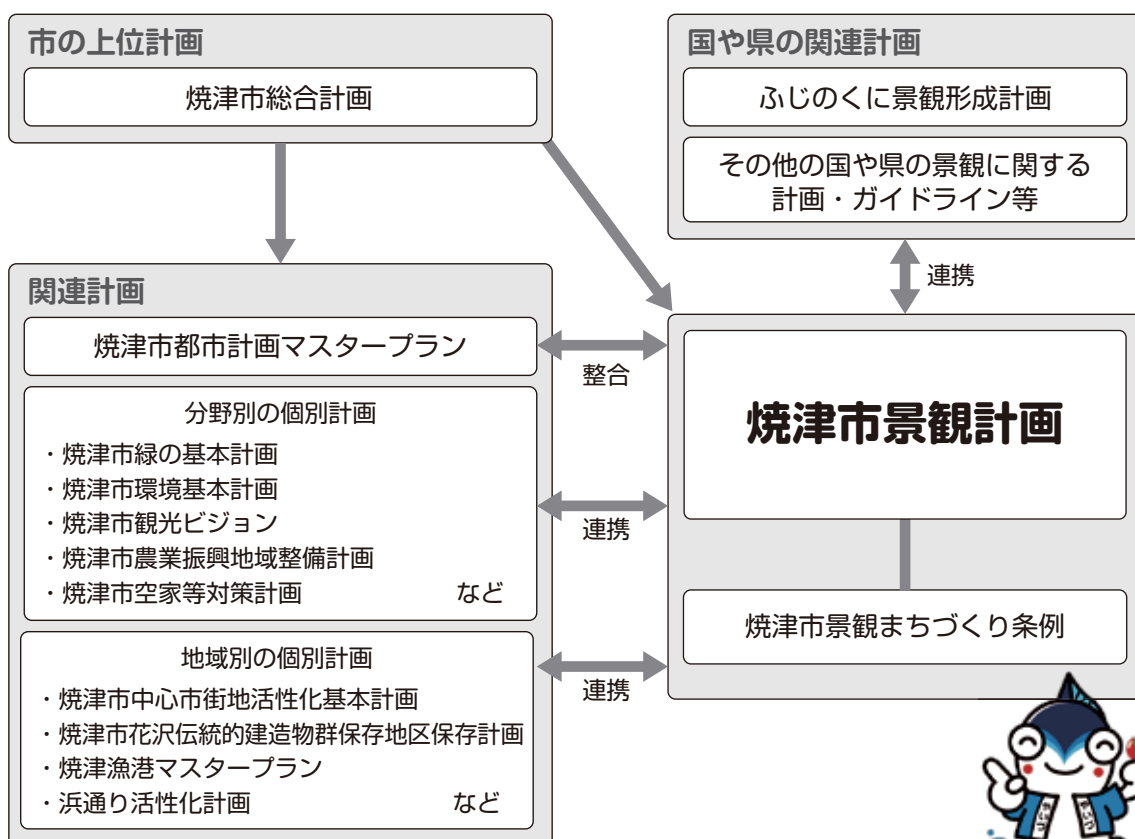
わが国では、平成 15 年 7 月に、「美しい国づくり政策大綱」が策定され、良好な景観形成を課題として認識し、美しい国づくりを目指す方向性が示されました。その後、平成 16 年 6 月に景観に関する総合的な法律として「景観法」が制定され、国家レベルだけでなく、市町村レベルでも個性ある美しい自然や歴史・文化、都市等の景観を保全、創出していくことが求められており、全国各地で、地域の景観特性を活かした取組が進められています。

本市では、旧焼津市と旧大井川町がそれぞれ「都市景観形成ガイドプラン」を策定し、良好な景観形成を進めてきました。しかし、平成 20 年 11 月の新「焼津市」の誕生、社会情勢や法制度等の変化等を踏まえ、本市全域における景観づくりの考え方や方向性を示し、良好な景観形成に向けた取組を効果的に推進することが求められています。

そこで、「焼津市景観計画」は、本市の景観づくりに関する基本的な方向性や考え方、景観誘導のルール、取組等を示すことにより、市民、事業者、行政等の協働による景観まちづくりを推進し、本市の良好な景観を保全、育成、活用することで、地域への誇りや愛着の醸成、生活環境の向上、まちの魅力や活力の創出などにつなげることを目的に策定します。

## 2 焼津市景観計画の位置づけ

本計画は、景観法第 8 条第 1 項に基づき、景観行政団体である本市が策定する景観形成の総合的な計画です。



## 2 景観計画の区域

### 焼津市全域 (70.31 km<sup>2</sup>)

- ・市域の多くの場所から北東に富士山、東には駿河湾越しの伊豆半島を眺めることができるとともに、北部の高草山や大崩海岸から南部の大井川まで多様な自然に恵まれているなど、市内各地に景観資源が点在し、様々な景観を創り出しています。
- ・これらの景観を本市の魅力として捉え、景観まちづくりに活用していくため、景観計画区域は焼津市全域とします。

## 3 景観まちづくりの基本理念と方針

### 基本理念

港と海、河川、湧水を軸とした、にぎわいと活力ある景観まちづくりの推進

- (1) 水の恵みを活かし、焼津を特徴つける景観をつくる
- (2) 地域景観を磨き、つなぎ合わせることで、市全体の景観向上を図る
- (3) 長期的な視点で景観まちづくりを進める
- (4) 市民、事業者、行政等の協働により景観まちづくりを進める

方針  
1

豊かな水と緑の景観の  
保全と活用



方針  
2

富士山や伊豆半島などの  
眺望景観の保全と活用



方針  
3

焼津の歴史文化が薫る  
景観の保全と活用



方針  
4

にぎわいと活力ある  
景観の創出



方針  
5

住宅・商業・工業などの  
まち並み景観の形成



方針  
6

公共施設の景観の向上



方針  
7

良好な景観を阻害する  
要因への対応



方針  
8

市民協働による  
景観まちづくり





漁船と富士山



木屋川の桜並木



豊富な伏流水

〈特に焼津らしい景観まちづくりに留意した方針〉

- (ア) 駿河湾の海辺景観の保全と向上
- (イ) 大井川などを源とする河川や水路の景観の保全と活用
- (ウ) 湧水のある景観の保全と活用
- (エ) 高草山などの森林や農地、屋敷林・社寺林などの緑の景観の保全

- (ア) 駿河湾越しの富士山や伊豆半島の眺望景観の保全と活用
- (イ) 焼津漁港越しの富士山や虚空蔵山などの眺望景観の保全と活用
- (ウ) 志太平野などを見下ろす眺望景観の保全と活用
- (エ) 高草山などの山並みや富士山などの眺望景観の保全と活用
- (オ) 眼下に駿河湾を望む眺望景観の保全と向上
- (カ) 優れた眺望点の周知と活用

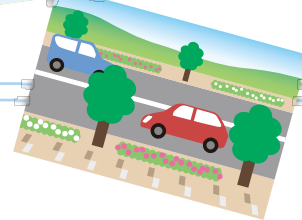
- (ア) 浜通りや花沢の里の歴史的なまち並みの保全と活用
- (イ) 地域の歴史を物語る社寺や樹木などの保全と継承
- (ウ) 焼津神社の荒祭りや藤守の田遊びなどの祭事の保存継承と活用

- (ア) 人々が集いにぎわいと活気ある景観の保全と創出
- (イ) 本市の玄関口における魅力ある景観の創出
- (ウ) 観光交流施設周辺における快適な景観の創出
- (エ) 魅力的な夜間景観の演出



- (ア) 住宅地の景観形成
- (イ) 沿道商業集積地の景観形成
- (ウ) 工業地や流通業務地の景観形成

- (ア) 道路景観の形成
- (イ) 公園や広場などの景観形成
- (ウ) 防災施設の景観向上
- (エ) 公共建築物の整備と維持管理



- (ア) 空き家や空き店舗などに関する対策の推進
- (イ) 太陽光発電施設の景観への配慮
- (ウ) 資材置き場や空き地などに関する対策の推進
- (エ) 屋外広告物のコントロール
- (オ) 電線・電柱類の景観対策の推進

- (ア) 協働による美しい水の景観づくり
- (イ) 景観を守り・育てるための人々の活動の推進
- (ウ) 市民のモラル向上や美化活動の推進
- (エ) 市民、事業者の景観に関する意識の向上



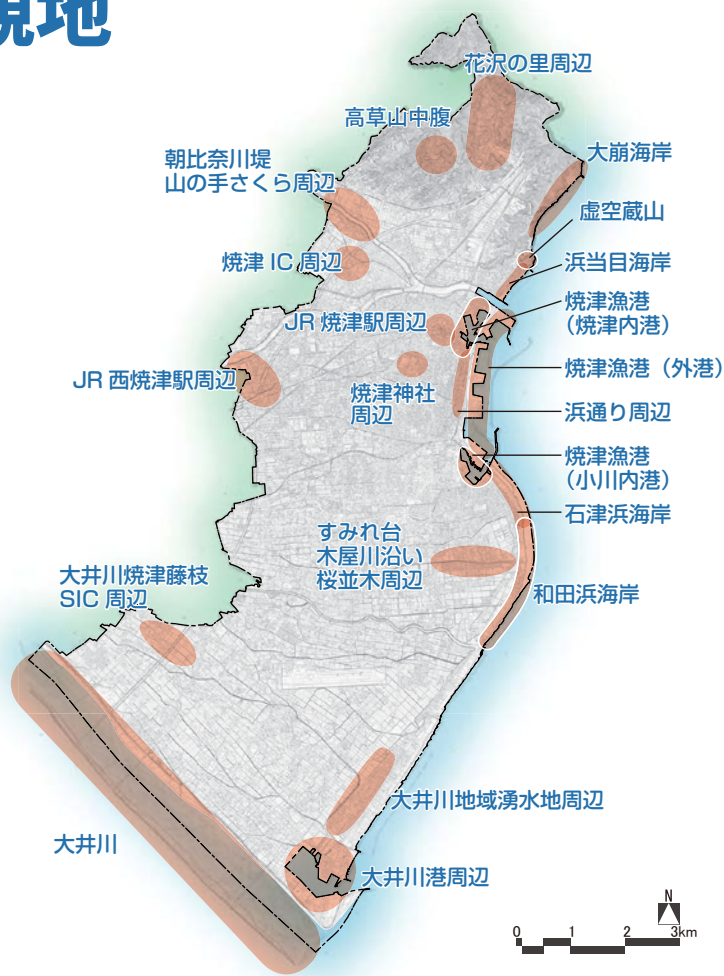
# 4 焼津らしい景観地

## 1 焼津らしい景観地の抽出

本計画では、特に焼津らしい景観を呈する場所であり、かつ今後良好な景観を保全、創出すべき場所を以下の考え方に基づき「焼津らしい景観地」として抽出しました。

### <抽出の考え方>

- ①市民アンケート調査において、「今後も残したい美しい景観」「改善すれば魅力的な景観」「特に優れた眺め」として評価が高かった場所
- ②事務局による現況調査結果から良好な景観の保全、改善等が必要と判断した場所
- ③市の政策上必要と判断した場所



## 2 焼津らしい景観地における景観形成

- ・ 焼津らしい景観地は、目指すべき方向性を分類した上で、それぞれの景観特性を整理し、良好な景観形成を図っていきます。
- ・ 焼津らしい景観地等において具体的な取組を実施または検討する際には、地域住民や事業者、関係者等と協議し、当該地域の景観形成の方針を確認・共有するものとします。

### ■景観特性を踏まえた焼津らしい景観地の方向性

方向性	景観特性による分類	焼津らしい景観地	
保全型	①優れた眺望 景観 (眺望点)	A. 「見渡す」眺望 (眺望点) B. 「見下ろす」眺望 (眺望点)	石津浜海岸、和田浜海岸 大崩海岸、虚空蔵山、高草山中腹
	②雄大な河川景観		大井川
	③海岸景観		浜当目海岸
活用型	④歴史的な景観	A. 伝統的建造物群と集落 B. 漁師町文化を象徴するまち並み C. 地域の歴史を物語る社寺	花沢の里周辺 和通り周辺 焼津神社周辺
	⑤港の景観	A. 漁港 B. 港湾	焼津漁港 (焼津内港、小川内港、外港) 大井川港周辺
	⑥河川と桜並木の景観		すみれ台木屋川沿い桜並木周辺、 朝比奈川堤山の手さくら周辺
	⑦湧水のある景観		大井川地域湧水地周辺
	創出型	⑧鉄道駅周辺 (市の拠点・玄関口) の景観	
⑨高速道路 IC 周辺 (市の玄関口) の景観			焼津 IC 周辺、大井川焼津藤枝 SIC 周辺

# 5 良好な景観形成のための行為の制限

規模の大きい建築物・工作物等は、周囲の景観に大きな影響を及ぼすことから、景観計画区域内（焼津市全域）において、一定規模以上の建築物の建築や工作物の建設、開発行為等は、届出を必要とし、景観法に基づく規制・誘導を行います。

一方、届出対象とならない小規模な建築物や工作物、開発行為等についても、市域の景観を構成する要素となっていることから、市民や事業者等に良好な景観形成についての趣旨を広く周知するとともに、景観形成基準等に適合するよう配慮をお願いしていきます。

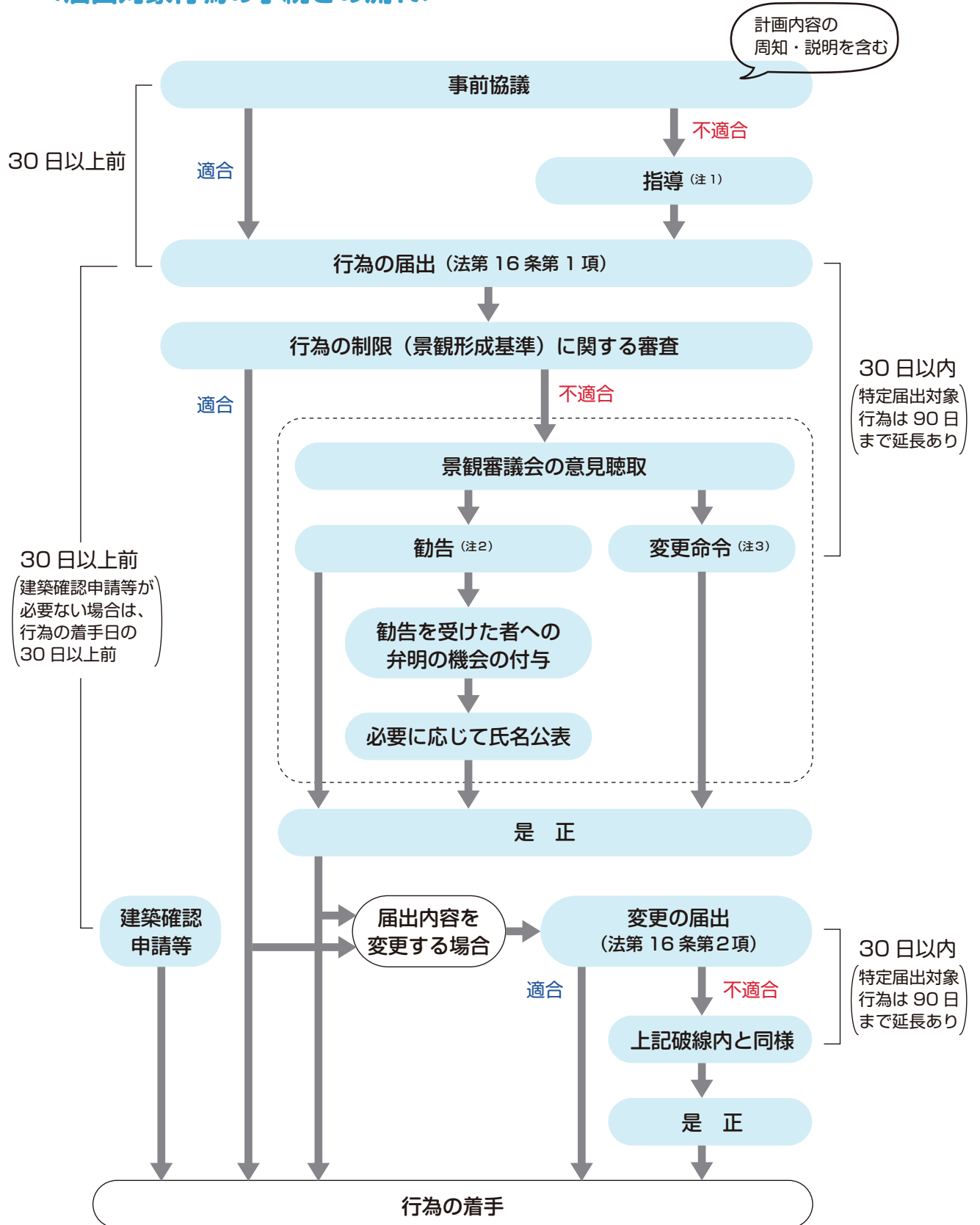
## 1 届出対象行為

景観計画区域内（景観まちづくり重点地区を除く）における、届出対象行為の種類と規模・要件は、以下の通りです。

分類	行為の種類	規模・要件	
建築物	新築、増築、改築、 外観の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 15m を超えるもの</li> <li>・延べ面積が 1,000 ㎡以上のもの</li> </ul>	
工作物	新設、増築、改築、 外観の変更	①垣、さく、塀、擁壁等	・高さ 3m を超えるもの
		②公共用歩廊等 / ③橋梁等	・長さ 20m を超えるもの
		④煙突、排気塔等 / ⑤電柱、街灯等 ⑥送電鉄塔等 / ⑦高架水槽等 ⑧観覧車等 / ⑨風力発電設備	・高さ 15m を超えるもの
		⑩コンクリートプラント等 ⑪自動車車庫等 / ⑫貯蔵施設 ⑬ごみ焼却場等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 15m を超えるもの</li> <li>・築造面積が 1,000 ㎡以上 のもの</li> </ul>
		上記以外	・高さ 15m を超えるもの
地上に設置する 太陽光発電設備	新設、増築、改築、 外観の変更	・設置する区域の敷地面積が 1,000 ㎡以上のもの	
開発行為	都市計画法第 4 条 第 12 項に規定する 開発行為	・開発面積が 1,000 ㎡以上のもの	
土石の採取等	土地の開墾、土石の 採取、鉱物の掘採 その他の土地の形質 の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該行為の区域の面積が 1,000 ㎡以上のもの</li> </ul> 	
木竹の伐採	木竹の伐採	・当該行為の区域の面積が 1,000 ㎡以上のもの	
屋外における 物件の堆積	屋外における土石、 廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積	・当該行為の区域の面積が 1,000 ㎡以上のもの	
特定照明	ライトアップ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・照明の新設、移設、改設及び色彩等の照明方式の変更で、届出対象となる規模の建築物及び工作物に設置される投光器、サーチライト、スポットライト、レーザーその他これらに類するもの及び同敷地内に設置される投光器等</li> </ul>	

※詳細は、焼津市景観計画（本編）や焼津市が発行する手引き等でご確認ください。

## <届出対象行為の手続きの流れ>



(注1) 建築物・工作物の配慮事項は、指導の対象とはなりません。

(注2) 景観形成基準のうち、建築物・工作物の景観形成基準の「建築物・工作物の付属設備」、「緑化等」は、勧告の対象となりません。

(注3) 景観形成基準のうち、建築物・工作物の景観形成基準の「色彩」以外は変更命令の対象となりません。



## 2 配慮事項

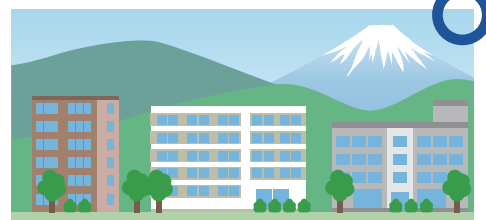
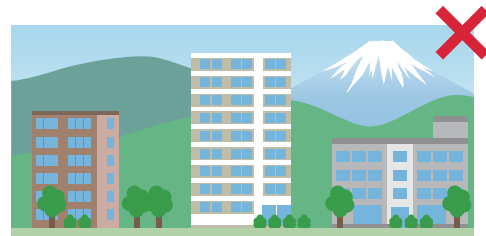
建築物の建築や工作物の建設等について、配置・高さ、形態意匠、素材に関する配慮事項を定めます。建築物、工作物の行為にあたっては、遠景・中景・近景からの見え方に留意し、良好な景観を保全及び創出するよう配慮に努めてください。

### (1) 配置・高さ

建築物や工作物の配置場所や高さは、遠景、中景の重要な要素であり、周囲のまち並みとの調和や背後の自然景観との調和に配慮することが求められる。さらに近景においても、周辺のまち並みと比較して著しく高い建物は、圧迫感を与えることから、配慮が求められる。

また、本市においては優れた眺望点\*から富士山や高草山等の山並み、駿河湾、志太平野等への眺望を阻害しない配置や高さとなるように配慮が求められる。

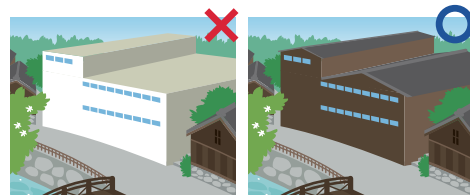
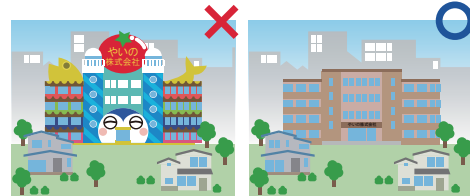
\* 優れた眺望点とは、景観まちづくりの方針2（富士山や伊豆半島などの眺望景観の保全と活用）に記載している「主な眺望点」のこと。



### (2) 形態意匠

建築物や工作物の形態意匠は、都市的印象や歴史文化的印象を受けるなど、対象物のイメージをより具体的に表現するものであり、遠景、中景、近景の重要な要素である。また、まち並みの中で周囲と異なるイメージの建築物等が発生すると統一感や連続性等が失われる。

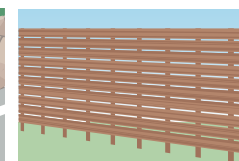
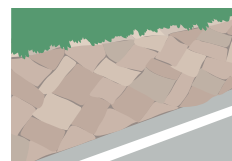
よって、建築物や工作物の形態意匠は、周囲の景観と調和した落ち着きのあるものとし、違和感を与えないようにするとともに、敷地内に複数の建築物や工作物がある場合は、全体として調和が図られるよう配慮が求められる。



### (3) 素材

建築物や工作物の素材は、近景において理解することができ、和風や洋風、あるいは新しさや古さなど、質感によって対象物の印象が変化する重要な要素であることから、隣接する建築物や工作物、あるいは地域のまち並み景観との調和に配慮することが求められる。

また、汚れや退色への強度、自然素材の活用等についても配慮することが求められる。



### 3 景観形成基準

景観計画区域内(景観まちづくり重点地区を除く)において、届出対象行為に係る変更命令や勧告、指導の対象となる景観形成基準は以下の通りです。

#### (1) 建築物・工作物の景観形成基準

##### ① 色彩

- ・建築物や工作物の外観の色彩は、背景となる空や山並み、周囲の景観と調和するよう配慮するとともに、日本工業規格 Z8721〔色の表示方法－三属性による表示〕(以下、「マンセル値」という)において、以下の基準色を使用する。

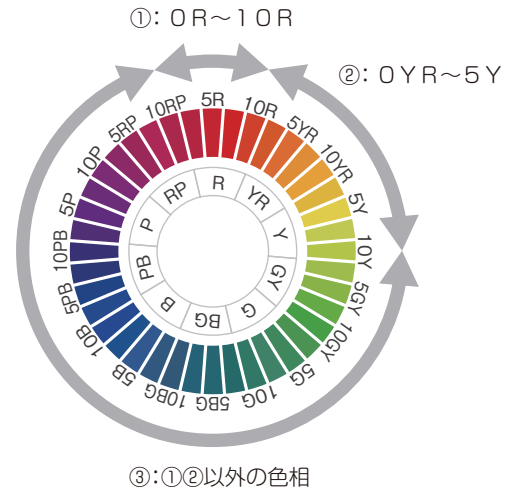
##### ▼基準色(建築物の外壁、屋根、工作物の外観)

色相	明度	彩度
① OR~10R	2.0以上	3.0以下
② OYR~5Y		4.0以下
③ 上記以外の有彩色		2.0以下
④ 無彩色		—

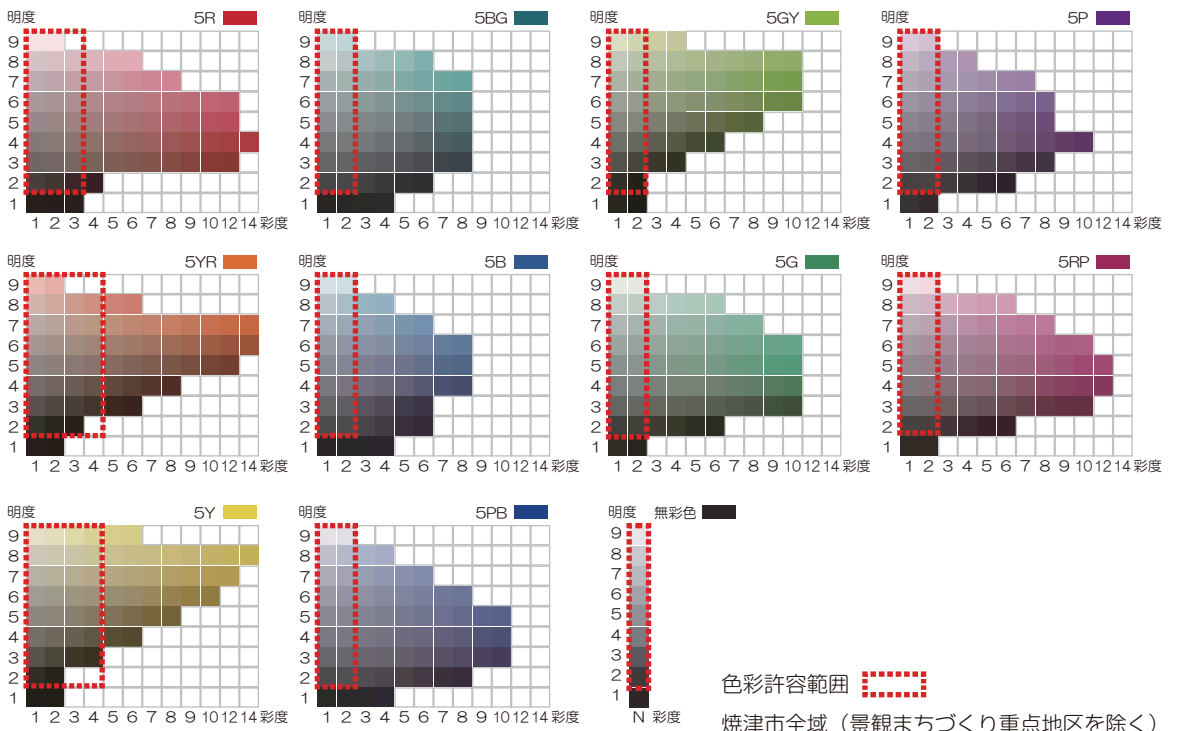
ただし、次の場合はこの限りではない。

- ・木材や石材等の自然素材、レンガ、土壁、ガラス、銅等の金属材料、コンクリート等の表面に着色していない素材により仕上げられる場合。
- ・寺社仏閣等、地域の歴史文化を継承するものであり、地域住民から認知されている場合。
- ・国や県が別途色彩基準を定めている場合。
- ・地域の景観特性を表すものであると、市長が認める場合。

- ・色数は、全体で5色以内とする。



#### ■色彩基準における使用可能な明度・彩度の範囲



## ②建築物や工作物の付属設備等

- ・建築物や工作物に付属する設備等は、建築物と一体的な外観とするなど、公共の場所からの見え方を工夫する。
- ・空調の室外機や高架水槽などの設備を建築物や工作物の屋上や周囲に設置する場合には、配置の工夫や囲いで隠蔽するなど、外部から見えないう工夫する。
- ・建築物や工作物の屋根、屋上、壁面等に太陽電池モジュールを設置する場合は、黒色や濃紺色または、建築物や工作物と一体に見える低明度かつ低彩度、低反射の目立たないものを使用するよう工夫する。
- ・屋外（非常）階段や配管、ダクト、付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないように、配置やデザイン、色彩等を工夫する。

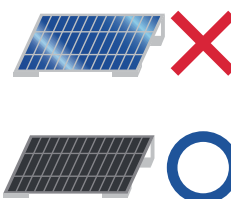
## ③緑化等

- ・敷地内のオープンスペースは、できる限り緑化に努める。
- ・道路等の公共空間との境界部分は積極的に緑化に努める。
- ・公共空間に面する擁壁、柵、塀などは、ツタ等による被覆や植栽などで緑化し、構造物の見えがかりを少なくするよう努める。なお、人工物の柵等を使用する場合には、落ち着いた色彩にするよう努める。
- ・駐車場、自転車置場、物置、設備機械室、ごみ置き場等の付属施設を設ける場合には、できる限り道路等の公共空間から見えにくい位置にするよう努める。また、緑化や柵、塀等の設置により修景に努める。
- ・建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努める。
- ・敷地に隣接する河川等の水辺がある場合は、緑化等により、水辺と調和する景観を演出するよう努める。



## (2) 地上に設置する太陽光発電設備の景観形成基準

- ・広い範囲から見ることでできる斜面や高台等で設置しないよう努める。
- ・太陽電池モジュール（パネル）は、黒色や濃紺色または、低明度かつ低彩度、低反射の目立たないものを使用し、周囲の景観と調和するよう配慮する。
- ・敷地境界からできる限り後退するとともに、必要に応じて敷地周囲に植栽して目隠しする等、公共空間から見えにくくなるよう努める。
- ・主要な眺望点からの景観を阻害しないよう、配置の工夫や植栽等に努める。



## (3) 開発行為の景観形成基準

- ・現況の地形をできる限り生かし、長大な法面や擁壁が生じないよう配慮する。
- ・法面は植栽等により緑化し、擁壁は周辺景観に調和した形態や素材となるよう配慮する。

## (4) 土石の採取等の景観形成基準

- ・土石の採取等の土地の形質の変更は、必要最小限の規模とし、行為の位置は道路等の公共空間からできる限り見えない位置とする。または、公共空間と接する部分の緑化等により、行為地が目立たないように配慮する。
- ・行為中は、周囲の景観を阻害しないよう、整然と行うよう配慮する。
- ・行為地は、緑化等により、周囲の景観と調和するように工夫する。

## (5) 木竹の伐採の景観形成基準

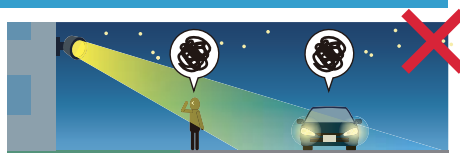
- ・行為中は、周囲の景観を阻害しないよう、整然と行うよう配慮する。
- ・行為後の状態が、伐採前の状態に近づくよう配慮するとともに、伐採後は、適切な代替植栽に努める。

## (6) 屋外における物件の堆積の景観形成基準

- ・行為地は、道路等の公共空間からできる限り離すとともに、道路上や周辺部、眺望点等から目立たない場所とする。または、緑化等により行為地が目立たないように配慮する。
- ・堆積物は、高さ5m以下とし、積み上げ方法等の工夫により、整然とするよう配慮する。

## (7) 特定照明の景観形成基準

- ・目立つことを重視した回転灯やサーチライト等、過度の明るさや動きのあるものは避ける。
- ・特定の対象物を照射し、光源を空や道路、鉄道等の公共空間に向けて照射することを避ける。



# 6 景観まちづくり重点地区

## 1 景観まちづくり重点地区とは

景観まちづくり重点地区（以下、「重点地区」という）とは、地区レベルで、景観まちづくりの方針、景観形成基準等を住民同意のもと決定し、きめ細かに建築物等の規制誘導を進めていこうとする地区のことです。

重点地区は、景観まちづくりの方針の中で抽出された「焼津らしい景観地」から選定することを基本とします。（ただし、住民から指定要望がある場合を除く。）

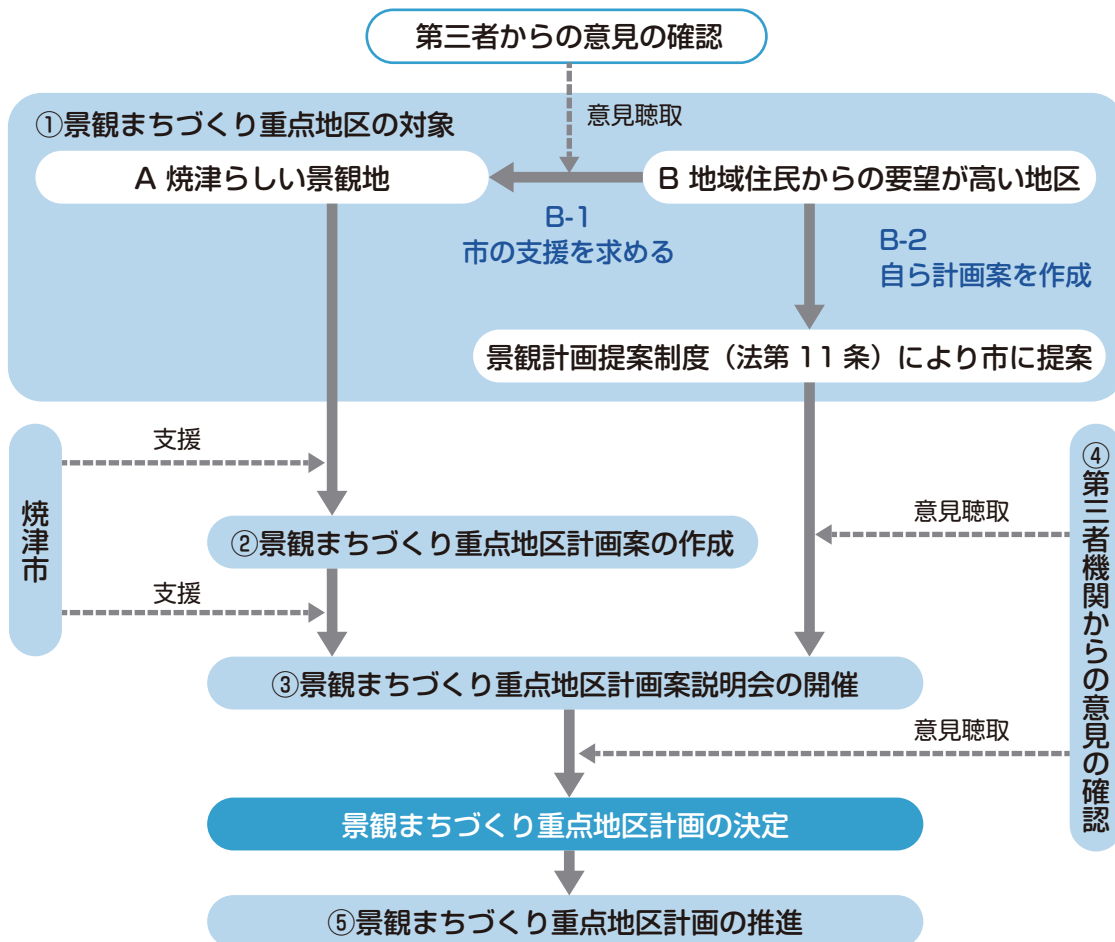
## 2 景観まちづくり重点地区計画の構成

重点地区の指定にあたっては、「景観まちづくり重点地区計画」を策定することを必須とします。景観まちづくり重点地区計画の内容は、景観法に基づき、以下の構成を基本とします。

- ①重点地区の区域
- ②景観まちづくりの方針
- ③景観まちづくりのための行為の制限（届出対象行為、景観形成基準）
- ④景観まちづくりのための取組（必要に応じて）

## 3 重点地区の指定（計画策定）の流れ

重点地区の指定（景観まちづくり重点地区計画の策定）は、次のような流れで進めていきます。



# 7 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

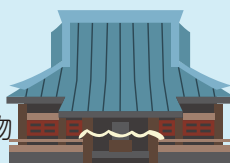
本市の良好な景観形成にとって特に重要な建造物や樹木について、景観重要建造物（法第 19 条第 1 項）及び景観重要樹木（法第 28 条第 1 項）に指定し、保全を図ることとします。

## <指定の方針>

本市や地域にとって良好な景観形成をする上で重要であると認められ、道路等の公共の場所から公衆によって容易に見ることのできる建造物や樹木で、以下のいずれかに該当するものは、所有者と協議し、同意を得たうえで「景観重要建造物」や「景観重要樹木」として指定する。

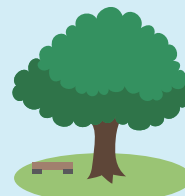
## <景観重要建造物の指定の方針>

- ・地域のシンボルとして、市民に親しまれている建造物
- ・地域の自然、歴史、文化、産業、生活等を象徴する建造物
- ・建築学上、優れたデザインを有する建造物



## <景観重要樹木の指定の方針>

- ・地域のシンボルとして、市民に親しまれている樹木
- ・地域の自然、歴史、文化、産業、生活等を象徴する樹木
- ・美観上、優れた樹形を有する樹木



# 8 屋外広告物の表示などに関する事項

屋外広告物は、情報の伝達やにぎわいや活気の創出にあたって重要な役割を果たしていますが、その一方で、無秩序な表示や掲出により良好な景観を阻害する要因となり得ます。そのため、屋外広告物の表示や屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限について、以下の通り定めます。

## <基本的事項>

- ・屋外広告物に対する市民や事業者等の意識を高め、良好な景観を形成するため、屋外広告物の規制誘導に関する法令・制度の周知に努める。
- ・屋外広告物が法令に違反することなく適正に設置、管理されるよう必要な措置を講じる。
- ・本市の景観特性に合った規制の地域や基準等を検討したうえで、市独自の屋外広告物条例を制定し、規制誘導を図る。

## <屋外広告物に関する行為の制限の方針>

- ・地域の景観特性を踏まえつつ、景観まちづくりの方針に沿って基準を設定する。
- ・行為の制限は、屋外広告物を設置する位置、規模、個数、表示面積、形態、意匠等について基準を設定する。
- ・特に主要幹線道路の沿道景観や JR 東海道新幹線、JR 東海道本線の車窓からの景観を阻害しないものとするよう基準を設定する。
- ・景観まちづくり重点地区において、地域の景観特性に調和するよう基準を設定する。

# 9 景観重要公共施設の整備に関する事項

## 1 景観重要公共施設の指定の方針

景観計画区域内において、良好な景観形成にとって重要な道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等の公共施設のうち、公共施設管理者の同意が得られ、以下の方針にあてはまるものを「景観重要公共施設」として位置づけ、良好な景観形成を進めていきます。

### <景観重要公共施設の指定の方針>

- ・焼津らしい景観地及びその周辺の景観の主要な構成要素となっている公共施設

本計画策定時には、道路1区間、河川1区間、海岸4カ所を景観重要公共施設として指定しますが、本計画策定時に指定していない公共施設で良好な景観形成にとって重要なものは、管理者と協議の上、合意が得られたものから随時、景観重要公共施設として指定していきます。

## 2 景観重要公共施設の指定箇所・整備の方針

本計画策定時の景観重要公共施設は、以下の通りです。

種別	焼津らしい景観地を踏まえた名称	景観重要公共施設の名称	区間・範囲
景観重要道路	大崩海岸につながる道路	県道静岡焼津線	静岡市境～市道当中原浜久保線の合流部
景観重要河川	大井川	一級河川 大井川	藤枝市境～河口
景観重要海岸	砂・砂礫浜海岸	浜当目海岸（焼津漁港海岸浜当目地区） 石津浜海岸（焼津漁港海岸石津地区） 和田浜海岸（焼津海岸田尻地区） 和田浜海岸（駿河海岸（焼津工区）の一部）	海岸保全区域（陸域のみ）

それぞれの景観重要公共施設では、個別方針や整備に関する事項及び占用等の許可の基準を設け、良好な景観形成を誘導します。

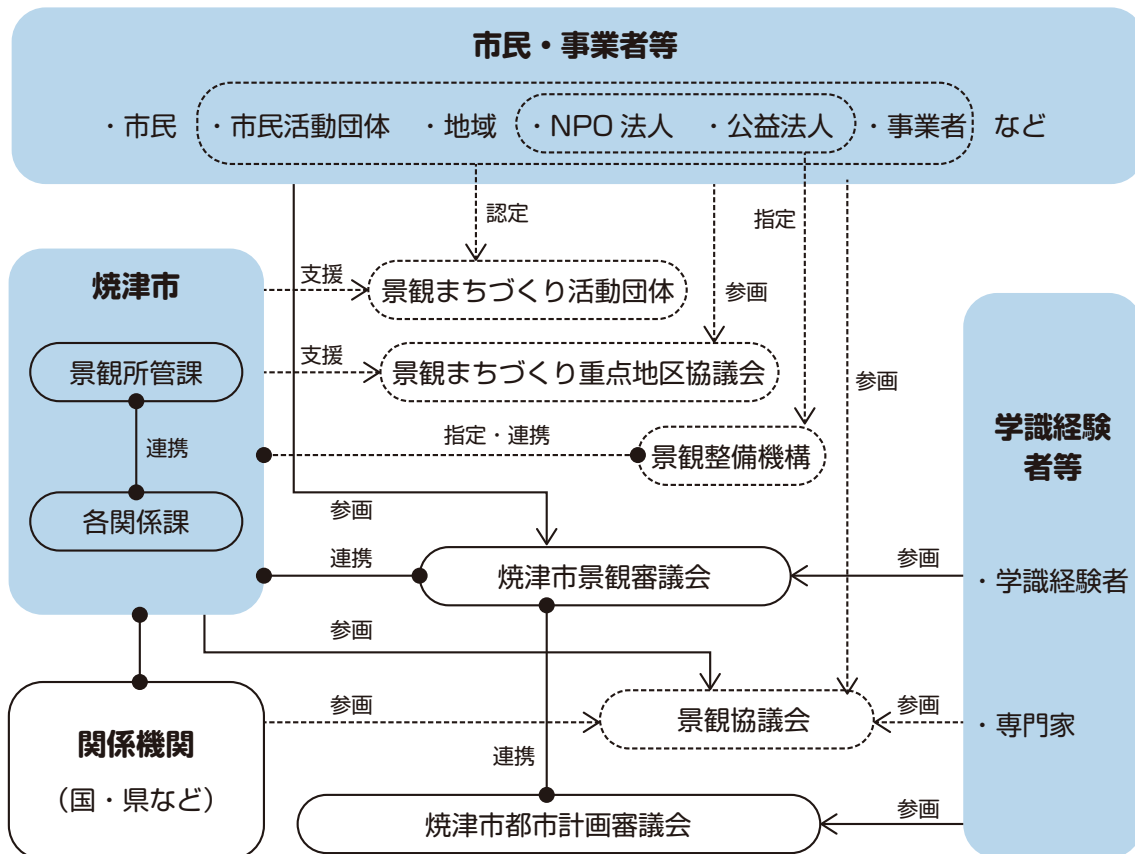
景観重要公共施設	整備に関する事項及び占用等の許可の基準
県道静岡焼津線	・工作物は、道路上から見ることのできる駿河湾等の眺望を著しく阻害することのない配置とするよう努める。 ・工作物は、周辺の自然景観との調和に配慮し、落ち着いた色彩とする。なお、色彩は、ふじのくに色彩・デザイン指針における推奨色を使用するよう努める。
大井川	・建築物・工作物は、周辺の自然景観との調和に配慮し、落ち着いた色彩とする。なお、色彩は国や静岡県などの色彩・デザイン指針、景観ガイドライン等による公共事業における推奨色を使用するよう努める。
浜当目海岸 石津浜海岸 和田浜海岸	・建築物・工作物は、海岸保全区域からの富士山や伊豆半島等の眺望を著しく阻害することのない配置とするよう配慮する。（浜当目海岸は除く） ・建築物・工作物は、周辺の自然景観との調和に配慮し、落ち着いた色彩とする。なお、色彩は、ふじのくに色彩・デザイン指針における推奨色を使用するよう努める。

# 10 実現に向けた取組

景観まちづくりの方針に沿って、本市の良好な景観を形成するために、景観法や景観法以外の法制度、本市独自の取組によって推進していく施策を「実現に向けた取組」として掲げ、順次実践していきます。

良好な景観の形成のための取組	推進体制の構築
<p>(1) 各種法制度の活用</p> <p>(2) 景観誘導の仕組みづくり</p> <p>①観光推進事業との連携による景観の向上</p> <p>②焼津らしい景観地における景観誘導の仕組みづくり</p> <p>③本市独自の屋外広告物の規制誘導の仕組みづくり</p> <p>(3) 優れた景観資産に関する指定制度の創設</p> <p>(4) 景観まちづくりのための資金の確保</p> <p>(5) 「(仮称) 焼津市公共施設景観ガイドライン」の策定と運用</p> <p>(6) 景観まちづくりの評価・検証</p>	<p>(1) 市民・事業者等の意識の醸成</p> <p>①景観まちづくりに関する情報の発信</p> <p>②景観まちづくりに関するシンポジウム等の開催</p> <p>③景観まちづくりの功績者に関する表彰制度の創設</p> <p>④景観まちづくりに関する教育・学習の推進</p> <p>(2) 推進体制の整備</p> <p>①焼津市景観審議会の設置</p> <p>②景観整備機構の指定</p> <p>③景観まちづくりを実践する団体の支援</p> <p>④景観まちづくりに関わる各主体間のネットワークづくり</p>

## <景観まちづくりの推進体制のイメージ>



# 11 景観計画の評価・検証

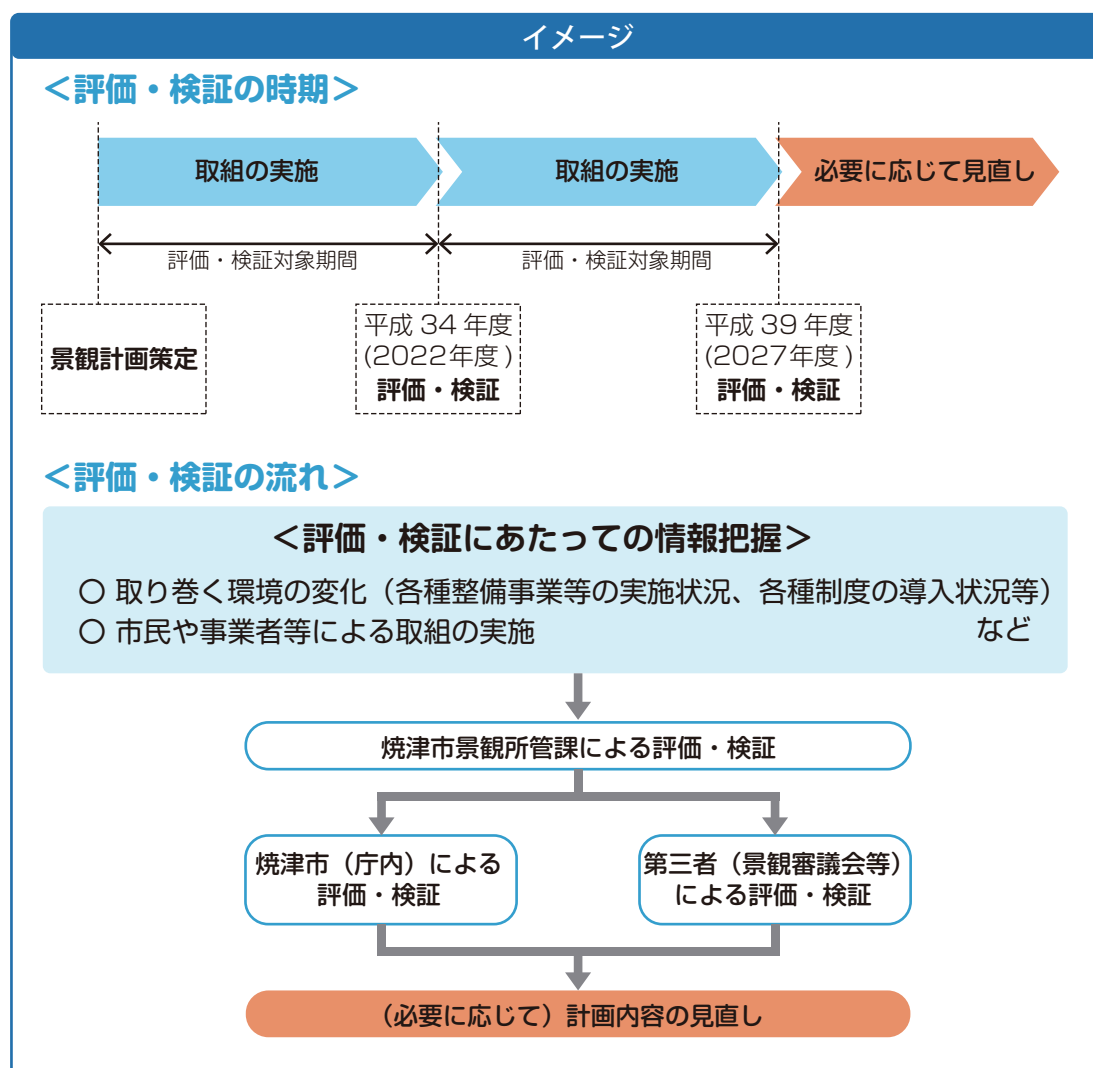
効果的な景観づくりを推進するためには、一定期間ごとに、本市の景観形成の状況を把握し、景観づくりの取組の進捗状況や効果を検証することが求められます。そのため、本計画では、定期的に（概ね 5 年ごと）計画の評価・検証を行うこととします。なお、評価・検証は、本市の景観所管課に加え、担当課以外の庁内職員や第三者（景観審議会など）によって実施し、市民の視点や客観的な視点を取り入れます。

また、必要に応じて計画の見直しを行い、社会情勢の変化や検証結果に対応した効果的な景観まちづくりに努めていきます。

## <評価・検証の手法>

評価・検証は、以下の2つの手法により行います。

- (1) 「実現に向けた取組」に関する評価・検証
- (2) 焼津らしい景観地における定点観測による評価



問い合わせ先 | 焼津市都市政策部 | 〒425-8502 焼津市本町 5-6-1 (アトレ庁舎2階)  
都市デザイン課 | TEL: 054-626-2160 FAX: 054-626-2184